令和5年4月から 水道料金を改定します

水道事業の健全かつ適正な経営を行うため、令和5年4月から水道料金を平均で17・7％引き上げます。引き続き、安全で安心な水を安定してお届けするため、経費の削減と効率的な事業運営に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

料金改定の経緯

水道事業は皆さんからいただく水道料金を主な財源として運営しています。

水道事業の近年の財政状況は、人口減少等による収入の減少に加え、令和2年度からは、水道水の供給を受けている京都府営水道の料金改定（値上げ）により、大幅に負担が増加しています。

将来にわたって水道事業を継続していくためには、水道施設の更新や維持管理が不可欠ですが、現在の水道料金のままでは、今後この費用がまかなえず、経営が成り立たなくなる見込みです。

水道料金の改定

市民や有識者等で構成された「八幡市上下水道事業経営懇談会」にて、現在の厳しい経営状況について審議をいただき、その答申を踏まえ、水道料金を平均で17・7％引き上げることになりました。

改定後の水道料金は、メータ口径20㎜で40㎥（2カ月）使用した場合、944円の引き上げとなります。

なお、料金改定に伴い、メータ使用料を廃止し、メータ口径毎に基本料金を設定しています。

※下水道使用料の改定はありません。

問経営課（☎983-5216）

■改定後の水道料金【2カ月税抜】

区分 用途別		基本料金 基本水量	口径	金額	従量料金 水量1㎥あたり	金額
水道料金	普通用	12㎥まで	13㎜	2,300円	13～20㎥	128円
			20㎜	2,420円	21～40㎥	165円
			25㎜	2,960円	41～60㎥	200円
			30㎜	4,240円	61～100㎥	250円
			40㎜	5,420円	101～200㎥	260円
			50㎜	8,120円	201～10,000㎥	280円
			75㎜	17,680円	10,001㎥～	198円
			100㎜	32,660円		
			150㎜	72,960円		
	浴場用	なし	普通用と同様		1㎥～	90円
	臨時用	20㎥まで	9,200円		21㎥～	610円

■現行および改定後の料金比較（メータ口径20㎜）　単位：円

区分	現行（2カ月税込）				改定後（2カ月税込）			
水量	20㎥	40㎥	60㎥	80㎥	20㎥	40㎥	60㎥	80㎥
水道料金	2,864	6,274	10,014	14,744	3,788	7,418	11,818	17,318
下水道使用料	1,980	5,060	8,184	11,330	1,980	5,060	8,184	11,330
メータ使用料	200				-			
合計	5,044	11,534	18,398	26,274	5,768	12,478	20,002	28,648

公的年金からの市・府民税の年金特別徴収について

年金特別徴収は65歳以上の人の公的年金に係る市・府民税を年金支給時（年6回）に年金から天引き（特別徴収）し、市に納付する制度です。この制度は、納税方法を変更するもので、市・府民税の税率や税額が変更になったわけではありません。なお、納税方法は選ぶことができません。

▼特別徴収の初年度【表1】

10月から新たに年金特別徴収の対象となる人（4月1日現在65歳以上で、介護保険料が年金特別徴収となっている人）は、年金にかかる市・府民税の年税額の4分の1ずつを今までどおり納付書または口座振替（普通徴収）で納めていただき、残りの税額は10月、12月、2月の3回に分けて、年金から引き落とし（特別徴収）します。

▼翌年度以降は8月まで仮徴収【表2】

年度の前半（4月、6月、8月）は、前年度の税額の6分の1ずつを年金から特別徴収（仮徴収）します。

6月に市・府民税額が決まった本年度の後半（10月、12月、2月）は、年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの税額を年金から特別徴収（本徴収）します。

▼特別徴収が中止になる場合

次の❶～❺のいずれかに該当する場合は、特別徴収が中止され、納付書か口座振替による納付（普通徴収）に変更となります。

❶介護保険料の年金からの特別徴収が中止となった
❷年度途中で転出した
❸死亡した
❹税額に変更があった
❺1回あたりの特別徴収税額が年金から介護保険料を差し引いた残りの受給額より大きくなった

※年金からの特別徴収の中止処理に時間がかかるため、中止の時期に特別徴収される場合があります。その場合、特別徴収された税額は後日還付されますので、ご了承願います。

※❶、❷、❹については、一定の要件の下、特別徴収が継続される場合があります。

問税務課市民税係（☎983・1113）

（例）前年度と今年度の市・府民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

1 特別徴収を開始する初年度の納め方

徴収方法	納付書や口座振替で納める（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）		
徴収月	1期（6月末）	2期（8月末）	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	年税額の1／4ずつ		年税額の1／6ずつ		

2 前年度に特別徴収だった人の翌年度以降の納め方

徴収方法	年金から引き落とし（特別徴収）					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度の年税額の1／6ずつ			（本年度の年税額－仮徴収）の1／3ずつ		

市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

市・府民税（第3期分）、国民健康保険料（第5期分）の納期限は10月31日（月）です。納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済（PayPay、LINE Pay）、市役所で納付してください（市税等取扱金融機関およびコンビニは、納付書の裏面に記載しています）。また、口座振替をご利用の人は残高の確認をお願いします。

口座振替の申し込みをご希望の人は、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（市外の金融機関には同依頼書がない場合あり）や税務課へ提出してください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

納期限までに納付されず滞納となった場合は、督促状（督促手数料100円を加算）を送付後、京都地方税機構に徴収権限を移管します。

問税務課収納係（☎983-2481）

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合健保）、共済組合などの健康保険があります。

国民健康保険（国保）は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養（同居していなくても加入できる場合あり）に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず14日以内に国保医療課に届け出てください。

●加入手続きが遅れると

届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません（遡及制度）。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

●交通事故にあった時も届け出を

交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険証を使って治療を受けていただけます（一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します）。

（例）令和4年5月に会社を辞めて、令和4年10月に国保の加入届け出をした場合

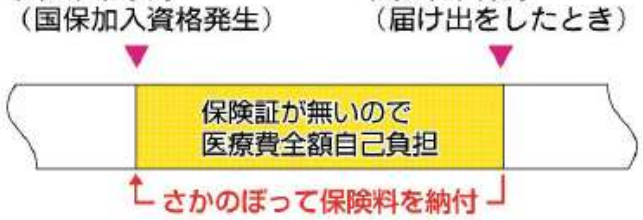

問国保医療課国保係（☎983-2962）